

I 保育所の役割

- 1 理念・基本方針	
(1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。	
評価結果	保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。</p>
<p>【 -1 保育所の理念・基本方針等の特記事項】</p> <p>保育の理念や目的、基本方針が明文化されており、職員に対する説明など3月職員会議や年2回の夜会議、毎週木曜日定例職員会を実施し、共通認識が図られている。(1) -</p>	

- 2 他機関との連携	
(1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。	
評価結果	他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【 -2 他の機関・団体等との連携等の特記事項】</p> <p>伊勢崎市立境小学校「こども発達相談室」、「中部福祉事務所」、「市役所障害福祉課」等の連携が図られており、連携の意義が明文化されている。資料や情報が閲覧できるファイルも設置され、職員の確認表も完備されている。(1) -</p>	

- 3 保育所の社会的責任	
(1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。	
評価結果	保育所の専門機能等が地域社会で活用されるための取り組みをしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されていない。</p>
(2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。	

評価結果	保育内容に関する情報の提供を行っている。
a	【判断基準】 a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されていない。
評価結果	保育の実施にあたり、保護者等に説明し同意を得ている。
a	【判断基準】 a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。
(3) 実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。	
評価結果	実習生・体験学習の受け入れが効果的に行われている。
a	【判断基準】 a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。
(4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。	
評価結果	ボランティアの受入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。
a	【判断基準】 a) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) ボランティア受入れに関するマニュアルの整備が十分でない。
【 -3 保育所の社会的責任等の特記事項】 社会貢献、地域貢献などの方針が入園案内やパンフレット含め明文化されている(1) - 「ありんこクラブ」を通じて毎月情報が提供されている。(2) - 保護者を含め、利用者に対して玄関前や教室前において教室利用状況を含め、情報提供がされている。(2) - - 実習生及びボランティアにおける受入マニュアルがあり、オリエンテーションも実施され、受け入れ記録「活動記録票」の作成も行われている。(3) - (4) -	

Ⅱ 保育所の運営

- 1 事業計画	
(1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。	
評価結果	保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。
a	【判断基準】 a) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されていない。
評価結果	中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。
a	【判断基準】 a) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されていない。
【 -1 保育の質の向上を目的とした事業計画等の特記事項】 中長期計画書（社会福祉法人育明会すみれ保育園中長期計画書）がある（ 1 ） - 3月、4月職員会議において事務長より説明が行われ共通認識が図られている。（ 1 ） -	

- 2 体制及び責任	
(1) 保育所の運営が適切に行われている。	
評価結果	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。
a	【判断基準】 a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。
評価結果	引き継ぎは適切に行われている。
a	【判断基準】 a) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。
【 -2 体制及び責任等の特記事項】 組織図、役割分担表があり方針（事業計画）が明文化されている。年間行事予定における役割分担も明確化されている。（ 1 ） -	

引き継ぎに関するマニュアルが準備されており、意義や方法も明文化されている。年度末において担当者間における引き継ぎが行われている。(1) -	
- 3 経営状況の把握	
(1) 保育所の経営環境の変化等に適切に対応している。	
評価結果	保育所の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。
a	【判断基準】 a) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。 c) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握も改善に向けた取り組みを行っていない。
【 -3 経営状況の把握等の特記事項】 経営に取り巻く経営環境や状況を事務長が作成し、研修報告を含め、会議を通じて職員に周知されている。(1) -	

- 4 人事管理	
(1) 人事管理の体制が整備されている。	
評価結果	保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。
a	【判断基準】 a) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていないが、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。
評価結果	人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。
a	【判断基準】 a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。 b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。 c) 定期的な人事考課を実施していない。
(2) 職員の就業環境に配慮がなされている。	
評価結果	職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。
a	【判断基準】 a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。 b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。

		c) 職員の就業環境や意向を把握していない。
評価 結果		福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。
a		<p>【判断基準】</p> <p>a) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しており、かつ組織として独自の福利厚生事業を明文化しており、職員に説明する場を設けている。</p> <p>b) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を明文化していない。</p> <p>c) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入していない。</p>
		<p>【 -4 人事管理等の特記事項】</p> <p>看護師を2名採用など、保育資質向上が表明されており周知されている。(1) -</p> <p>人事考課表があり、就業環境改善も含め、自己申告書(年1回12月)をまとめ、全体説明にて周知されている。(1) -</p> <p>また、同一法人保育園と合同で福利厚生事業に取り組み、職員の負担を考慮しながら取組みが行われている。(2) -</p> <p>保育所独自の福利厚生として、ユニホーム配布や食事会補助、レクレーション補助もあり、職員が参加しやすい取り組みを行っている(2) -</p>

Ⅲ 保育の内容

- 1 子どもの権利擁護	
(1) 子どもの人権に配慮している。	
評価結果	子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を周知していない。</p>
評価結果	子どもの不適切な関わり防止するための取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されており、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルの整備が十分ではない。</p>
評価結果	保育所内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策が定められている。</p> <p>b) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策は定められていない。</p> <p>c) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されていない。</p>
(2) 子どもの自尊心に配慮している。	
評価結果	基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、具体的な事例を含め職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されておらず、具体的な方針を含め職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されていない。</p>
(3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。	
評価	プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。

	結果	
a	【判断基準】 a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルの整備が十分ではない。	
(4) 苦情解決ができる体制が適切である。		
	評価結果	保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。
a	【判断基準】 a) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 苦情解決の運用については、マニュアルの整備が十分ではない。	
【 -1 子どもの権利擁護等の特記事項】 「マニュアル(子供の権利擁護)」「保育のしおり」(群馬県保育協議会発行)等に基づき、子供の最善の利益について「職員会議」(3月・全員参加)において、共通認識が図られている。「マニュアル」「保育のしおり」は全員に配布されており、保育士は必要に応じて情報の収集・把握がなされている。(1)- 「マニュアル」「保育のしおり」等に基づき、子供の適切な関わり方について、「職員会議」(3月・全員参加)において共通認識が図られている。(1)- 「マニュアル(園内・虐待対策)」「服務規定」「保育のしおり」等に基づき、虐待が行われたり疑われたりした場合の対応が、適切に行われている。(1)- 「マニュアル(権利擁護・人権への配慮)」「保育のしおり」等に基づき、(年齢別)「年間指導計画」が策定されている。一人ひとりの気持ちに寄り添い、子どもの自尊心を傷つけない配慮について、「職員会議」(3月・全員参加)において共通認識が図られている。(2) - 「就業規則」「保育のしおり(プライバシーの保護)(保存・管理について)」に基づき、プライバシーの保護が適切に行われている。「職員会議」(3月・全員参加)において共通認識が図られている。(3) - 「マニュアル苦情解決」に基づいた対応がなされている。入園説明会(2月)に「入園のしおり」が配布され、苦情・意見・要望解決の方法等の説明が行われている。「園だより」「園内掲示板」においても説明が行われている。「職員会議」(3月)において職員の共通認識が図られている。(4) -		

- 2 養護に関わるねらい及び内容		
(1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。		
	評価結果	『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。
a	【判断基準】 a) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。 b) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。 c) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。	

(2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。	
評価結果	子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。	
評価結果	子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されていない。</p>
(4) 食事の援助が適切である。	
評価結果	職員間の連携を図り、給食内容の向上などに務めている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されており、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されているが、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されていない。</p>
評価結果	子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(5) 排泄の援助が適切である。	
評価結果	子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、</p>

a	<p>職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。	
評価結果	子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【 -2 養護等に関わる特記事項】</p> <p>「保育のしおり」に基づき、「(年齢別)年間指導計画」が作成されており、子どもの発達過程等にに応じた生命の保持に関する援助が適切に行われている。「職員会議」(3月)において共通認識が図られている。(1) -</p> <p>「保育のしおり」に基づき、「(年齢別)年間指導計画」が作成されており、一人ひとりの子どもの発達過程・活動内容のバランスや調和を図りながら、安定感を持って過ごせるための援助が適切に行われている。「職員会議」(3月)において共通認識が図られている。(2) -</p> <p>「マニュアル(生活環境の配慮)」「保育のしおり」等が策定されている。室内には「温・湿度計」が設置され、保育士によって室内の温度等が管理されている。各保育室には、子どもの年齢や季節に応じた環境づくりが行われており、子どもの製作物の展示や絵画の掲示が行われている。「職員会議」において共通認識が図られている。(3) -</p> <p>「マニュアル(食事及び援助)」が策定されている。保護者には毎月「献立表」「食育だより」が配布されている。職員会議(給食会議併設)(週1回)において、食事内容等に関する意見交換が図られている。(4) -</p> <p>「マニュアル(食事及び援助)」が策定されている。「食事の量や好み」については「偏食のある子は無理をさせない」、「おかわりは自由に」等、給食が子どもの負担にならないように「職員会議」において共通認識が図られている。アレルギーのある子どもについては、医師の診断書に基づいて保護者との面談が行われ、子どものアレルギー食品や食材が把握され、除去食や代替食が用意されている。配膳に関しては、他児と間違えないようにトレーの色を変えたり、名前を明記したりする等の配慮が行われている。(4) -</p> <p>「マニュアル(排泄)」が策定されている。「職員会議」において、子どもが気持ちよく排泄ができるようにするための取り組みについて共通認識が図られている。援助の必要な子どもには、「個人別指導計画」に従って個別対応が行われている。トイレは子どもが排泄しやすいように明るく家庭的な雰囲気づくりが施されている。トイレの清掃は「施設の清掃・消毒」のマニュアルに従って毎日職員により行われている。(5) -</p> <p>「マニュアル(睡眠について)」が策定されている。午睡時には畳・ござ・カーペット等が活用され、絵本の読み聞かせをしたり、カーテンを閉めて音楽を聴いたりする等、落ち着いた雰囲気づくりをするための配慮が行われている。「職員会議」において、子ども1人ひとりの状況に応じた援助方法について共通認識が図られている。眠れない子どもに対しては、背中をトントンしたり、体を休めた後に絵本や遊具で遊んだりする等の配慮が行われている。(6) -</p>	

- 3 教育に関わるねらい及び内容	
(1) 『健康』に関する援助が適切である。	
評価結果	『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(2) 『人間関係』に関する援助が適切である。	
評価結果	『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。	
評価結果	『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。	
評価結果	『言葉』に関する援助が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p>

	<p>b) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
--	---

(5) 『表現』に関する援助が適切である。

評価結果	『表現』に関する援助が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

【 -3 教育等に関わる特記事項】

「マニュアル(健康)」「保育のしおり」等に基づき、「(年齢別)年間指導計画」が作成され、自分の健康に関心を持ち、安全な生活習慣や態度を身に付ける等のための援助や配慮が行われている。「職員会議」において共通認識が図られている。(1) -

「保育のしおり」に基づき、「(年齢別)年間指導計画」「(年齢別)個別指導計画(毎月)」が作成され、保育園生活を通じて、様々な人と関わり、社会生活における望ましい習慣や、態度を養うための援助が適切に行われている。「職員会議」において、職員の共通認識が図られている。(2) -

「マニュアル(保育園の環境整備と留意点)」「保育のしおり」等に基づき、「(年齢別)年間指導計画」「(年齢別)個別指導計画(毎月)」が作成され、身近な自然に触れる機会や、遊具や玩具に興味を持って、様々な遊びを楽しむことができるような援助が行われている。「職員会議」において共通認識が図られている。(3) -

「マニュアル(言葉に関する援助について)」「保育のしおり」等に基づき、「(年齢別)年間指導計画」「(年齢別)個別指導計画(毎月)」が作成され、経験したことや考えたこと等を自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする態度等を養うための援助が適切に行われている。「職員会議」において共通認識が図られている。(4) -

「保育のしおり」に基づき、「(年齢別)年間指導計画」が作成され、製作・歌・リズム遊びを楽しむための援助や、感じたことや考えたことを表現させる力を養う等、表現に関する援助が適切に行われている。(5) -

- 4 保育の実施上の配慮事項

(1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。

評価結果	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。
	【判断基準】

a	<p>a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
評価結果	<p>子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。	
評価結果	<p>子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(3) 性差への配慮をしている。	
評価結果	<p>性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
(4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。	
評価結果	<p>国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(5) 乳児保育の実施が適切である。	

評価結果	乳児保育のための環境が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p>
評価結果	乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化され、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【 -4 保育の実施上の配慮等に関わる特記事項】</p> <p>「マニュアル(受容について)」「保育のしおり」に基づき、1人ひとりの子どもの状況を把握し、「(年齢別)個別指導計画」が作成されている。子どもの理解と受容について、「職員会議」で職員の共通認識が図られている。(1)-</p> <p>「マニュアル(主体性を育てる配慮)」「保育のしおり」等に基づき、遊具・用具・絵本等はいつでも自由に取り出して遊べるように配慮されている。園外保育や散歩、戸外遊びも頻繁に行われ、子どもが主体的に身近な自然や動植物に触れ合うための配慮が行われている。「職員会議」において共通認識が図られている。(1)-</p> <p>「マニュアル(社会性を育てる配慮)」「保育のしおり」等に基づき、決まりごとやルールを身につけたり、やさしさや思いやりの心を育てたり等、子どもの社会性を育てるための配慮が行われている。地域の人々との関わりに際しては、老人ホーム訪問・ほたる祭り参加・地域文化祭での和太鼓等の交流が行われている。「職員会議」において共通認識が行われている。(2)-</p> <p>マニュアル(性差への配慮)」「保育のしおり」等に基づき、子どもの名簿は生年月日順に明記しシールを使用する等、色・服装・遊び・言葉等による性差はしない等の配慮が行われている。「職員会議」において共通認識が図られている。(3)-</p> <p>「マニュアル(多様な文化・異国籍の子どもへの配慮)」が策定されている。国籍や文化の違いの配慮については「職員会議」において共通認識が図られている。保護者との連絡は、口答・ローマ字・ひらがな・通訳・会話集等で対応が行われている。(4)-</p> <p>「マニュアル(乳児保育)」「保育のしおり」「乳児保育のための環境整備について」が策定されている。午睡時には、0~1才児は15分毎に、2才児は30分毎に(呼吸・うつぶせ・唇の色)等のチェックを行い、検温に関しては午睡後に計り、こどもの様子は「午睡・健康チェック表」に記録されている。「職員会議」において共通認識が図られている。(5)-</p> <p>「マニュアル(乳児保育に関わる配慮事項について)」「保育のしおり」が策定されている。1人ひとりの子どもの状況を把握し、「個人別指導計画」(毎月)が作成され、共通認識が図られている。(5)-</p>	
<p>- 5 障害のある子どもの保育</p> <p>(1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。</p>	

評価 結果	障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【 -5 障害のある子どもへの特記事項】</p> <p>「マニュアル(障害のある子ども・気になる子供の保育)」が策定されている。1人ひとりの子どもの状況により、「個別指導計画」が作成され、子どもの様子は「児童票」に記録されている。ケースによって「こども発達相談室」「中部福祉事務所」「市役所障害福祉課」等との連携が図られている。「職員会議」において共通認識が図られている。(1) -</p>	

IV 保育の計画及び評価

- 1 保育課程・指導計画の管理体制	
(1) 保育課程・指導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。	
評価結果	保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置き、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いているが、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いていない。</p>
評価結果	保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されており、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されているが、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されていない。</p>
<p>【 -1 保育課程・指導計画等の特記事項】</p> <p>園独自の「マニュアル」に「保育課程・指導計画の管理体制」を位置づけており、群馬県保育協議会発行の「子どもとともに歩むあなたへ(保育のしおり)」(6項目)に保育計画に基づいた、計画の作成・実施による各責任者が定められている。「年間指導計画」「月案指導計画」「週案指導計画」「日案指導計画」が作成されており、保育を実施している。「職員会議」(正職員・パート含む)を週単位(毎週木曜)に開催しており、職員は責任者より指導・助言を受け話し合いを行っている。(1) -</p> <p>「マニュアル」に基づいて、「指導計画の作成上特に留意すべき事項」に、作成及び変更の体制が明文化されている。園長・主任・各クラス担任・パート職員参加の「職員会議」において、「保育目標」「保育課程」「保育計画」の見直しを行い、作成・変更についての共通認識が図られている。会議欠席者は、会議録を回覧している(1) -</p>	

- 2 保育課程・指導計画の策定	
(1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。	
評価結果	子どもの情報(事実)を把握している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として家庭調査票等の様式が整備されていない。</p>
評価	子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。

結果	
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄があり、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄はあるが、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄がない。</p>
<p>【 -3 子どもの実態に即した指導計画策定の特記事項】</p> <p>「マニュアル」において、子どもの情報把握についての方針が明文化されている。「児童票」が作成されており、「ケース会議」において職員の共通認識が図られている。希望者(1月～2月)による個人面談や、登園・降園時にさりげない会話から保護者の要望を聞く等、情報を収集する体制にある。参観日前後に保護者アンケートを実施し、定期的に懇談会を開催して子どもの状況把握に努めている。(1) -</p> <p>3歳以上児の個別計画については準備中であるが、「児童票」には個別性に着目した記述欄がある。個別援助が必要な園児については、「ケース会議」において職員の共通認識が図られている。(1) -</p>	

- 3 保育の実施	
(1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。	
評価結果	保育の実施に関わる記録が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
評価結果	保育における会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されており、会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。</p> <p>b) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されているが、会議内容について職員の共通認識を図る体制の整備が十分ではない。</p> <p>c) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されていない。</p>
(2) 保育の実施にあたり、各種マニュアルの見直しが行われている。	
評価結果	保育の実施にあたり、各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)は検証・見直しがされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されており、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されているが、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

	c) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されていない。
【 -3 保育の実施・記録と話し合い等の特記事項】	
「マニュアル」(日誌について)に、実施記録の在り方についての方針が明文化されており、「夜会議」(18:00~20:30)において職員の共通認識が図られている。園保管用・個人用の「マニュアル」「保育のしおり」があり、いつでも閲覧し確認できるようになっている。(1) -	
「マニュアル」に、各種会議内容が明文化されており、「職員会議」「夜会議」「ケース会議」「クラス会議」「給食会議」「保健会議」等を、定期的かつ必要に応じて開催している。(1) -	
「マニュアル」に、マニュアルの検証・見直しの方法が明文化されている。「職員会議」(年度末)において、職員の共通認識が図られており、担当外であっても園全体で把握していく取り組みを行っている。改訂内容については、マニュアルの変更前後が周知しやすいよう、赤文字や赤線等で表記する等の工夫がなされている。(2) -	

- 4 保育課程・指導計画の評価・変更	
(1) 保育の内容を評価しその結果により、保育課程・指導計画を見直している。	
評価結果	指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されており、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されているが、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されていない。</p>
【 -4 保育課程・指導計画の変更等の特記事項】	
「マニュアル」に、指導計画の評価方法が明文化されており、「全体会議」(定期的)「職員会議」(年度末)、前年度担任と次年度担任による「クラス会議」を実施し、職員の共通認識が図られている。「クラス会議」においては引き継ぎが行なわれ、園長・主任に報告されるシステムが構築されている。(1) -	

- 5 保育の内容等の自己評価	
(1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。	
評価結果	保育所における自己評価の体制が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されており、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されているが、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されていない。</p>
【 -5 保育内容の自己評価等の特記事項】	
「マニュアル」に基づいて、保育内容等の自己評価・職員自身の自己評価が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識が図られている。年度末に、全職員(正職員・パート職員・給食職員)による職員の自己評価を実施している。(1) -	

健康及び安全

-1 健康管理	
(1) 健康管理が適切に行われている。	
評価結果	子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
評価結果	アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応をとっている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
(2) 与薬の体制が適切である。	
評価結果	与薬が適切に行われるような体制になっている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 与薬についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 与薬についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 与薬についてのマニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【 -1 健康管理等の特記事項】</p> <p>「マニュアル」に、保育計画を作成するための方針が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識が図られている。毎月月末に「保健安全ニュース」を保護者に発行している。看護師による健康講話・衛生指導を開催する等、計画に沿った運営を行ないながら一人ひとりの健康状態の把握に努めている。(1) -</p> <p>「マニュアル」にアレルギー対応の方針が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識が図られ、除去食(代替食)対応の園児を把握している。入園式の後に、給食員・担任・保護者による面談が行われ、「アレルギー食品の摂取指導票」を整備し、記録されている。給食員・保育士は、交代で外部研修「保健セミナー」(日本保育園保健協議会主催)に参加し、「研修報告書」において報告を行なっている。研修資料については、いつでも職員が閲覧できるように保管されている。除去食・代替食は、給食員が園児名を付けてトレーにセットし、保育士が配膳を行っている。(1) -</p> <p>「マニュアル」に、与薬についての方針が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識が図られている。与薬の必要な園児は、「お薬依頼書」(保護者)を記入し、薬の保管は事務所内の「薬入れ」に処方箋のコピーと併せて管理を行っている。与薬注意事項として手順を記入して有り、看護師のもとと薬を行っている。与薬を行った場合は、「保健日誌」に看護師が記録している。(2) -</p>	

- 2 安全管理	
(1) 事故防止・犯罪のための取り組みを行っている。	
評価 結果	事故防止・防犯のための体制が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されていない。</p>
(2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。	
評価 結果	事故(けが、急病等)や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【 -2 安全管理等の特記事項】</p> <p>「マニュアル」に基づいて安全管理の体制が明文化されており、「夜会議」において報告・事例分析が行われ、職員の共通認識が図られている。「定期点検総括表」(業務委託)「事故・怪我の報告書」(職員)を整備し、担当者による記録が行われている。安全委員会(保育士6名)を発足しており、定期的に話し合いが行われ、安全対策が図られている。安全委員会を中心に、毎日園庭等のチェックが行われ、固定遊具については「遊具点検リスト」に記録し、事故防止・防犯に努めている。(1) -</p> <p>「マニュアル」に、避難訓練の実施や「病院へ子どもを連れていく場合」の手順等が明文化されており、災害・事故時における予防と対応が図られている。平成23年度については、3月の地震の影響により、現況にあった避難訓練・園として出来る取り組み(情報収集・備蓄等)を行っている。「園児引き渡しカード」が整備され、災害・散歩時の際、直ぐに持ち出せるようリュックで管理し、備えている。伊勢崎市より発行された「子ども救急パンフレット」は、事務室・職員個人で所有し、保護者への配布も行っている。保育士は、消防本部が開催している「救急講習会」の参加、園内においてはAED講習会に参加する等、事故や災害における意識を高めている。(2) -</p>	

- 3 衛生管理・感染症対策	
(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。	
評価 結果	衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る</p>

	<p>場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルの整備は十分ではない。</p>
評価結果	<p>感染症・食中毒等への対応は適切である。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【 -3 衛生管理・感染症対策等の特記事項】</p> <p>「マニュアル」に基づいて、衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識が図られている。保護者には、入園時に「感染症の病気について」を配布し、衛生管理体制についての周知が図られている。(1) -</p> <p>「マニュアル」に基づいて、「感染症マニュアル」が作成されており、職員の共通認識が図られている。保育士は、感染症の外部研修に参加し、「夜会議」で周知されている。蔓延防止・予防方法の為の取り組みとして、門に設置してある掲示版の活用や、各クラス状況の紙面を貼りだす等、保護者への情報提供を行なっている。(1) -</p>	

- 4 食育	
(1) 食育が適切に行われている。	
評価結果	<p>食育に関する計画が適切である。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
評価結果	<p>食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。</p>
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【 -4 食育等の特記事項】</p> <p>「マニュアル」に基づいて「年間食育計画」が策定されており、「職員会議」において「食事」についての話し合いが行われ、職員の共通認識が図られている。保護者に向けては、「すみれ保育園食育だより」を毎月配布しており、食を通して子どもとの関わりについて情報等を掲載している。(1) -</p> <p>「マニュアル」に、食事を楽しむ為の方針が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識</p>	

が図られている。様々な食事スタイルが提案され、年齢に応じた野菜栽培、クッキング(包丁・皮むき等)や、4・5歳児によるバイキング活動を取り入れ、保育展開を行っている。未満児は、散歩の際に園外でおやつを楽しむ機会を設けている。以上児については、合同会食(テーブルクロスを敷く・盛り付けを工夫)等を実施しており、育てた野菜を収穫しての試食も行っている。(1) -

VI 保護者に対する援助

-1 保護者との連携	
(1) 保護者との協力関係が適切に図られている。	
評価結果	保護者への情報提供・協力関係が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【 -1 保護者との協力関係の特記事項】</p> <p>「入園のしおり」に基づいて、「保護者との協力関係」に情報提供と協力関係を円滑にするための方針、「意見・要望申出窓口」の設置について明文化されており、職員の共通認識が図られている。情報伝達の手段としては、「園だより」（毎月）「クラスだより」（年7回）を発行している。意見箱を設置し、緊急性が必要な案件に関しては個別に対応している。希望者のみ個人面談（1月～2月）を実施し、「ケース会議」「職員会議」において、職員間の共通認識が図られている。行事前後と年度末に保護者アンケートを実施し、保護者の意見や要望については「夜会議」において話し合いが行われ、園長がまとめて保護者へ回答の紙面を配布している。(1) -</p>	

-2 子育て支援（相談対応）	
(1) 入所児童の保護者の育児援助を行っている。	
評価結果	保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。</p>
(2) 地域の子育て支援を行っている。	
評価結果	地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されていない。</p>
(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。	
評価結果	虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者に対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
	【判断基準】

	a	<p>a) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【 -3 虐待対応等の特記事項】</p> <p>「マニュアル」に、子育てに関する情報提供・相談体制の方針が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識が図られている。「子育て支援センター」において、入園前の保護者に必要な情報を提供し、「子育て支援センター日誌」（育児相談記録）に保護者からの相談内容及び指導内容が記録され、職員の周知が図られている。(1) -</p> <p>「マニュアル」に、子育て支援の方針が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識が図られている。「子育て支援センター」は、月曜から金曜までの10時から15時に実施している。毎月、子育て通信「ありんこクラブ」保護者や公共施設、地域住民に向けて発行している。(2) -</p> <p>「マニュアル」に、虐待の対応における体制が明文化されており、「職員会議」において職員の共通認識が図られている。チェック項目「子どもの様子」（17項目）「保護者の様子」（15項目）を整備し、県の保育課や児童相談所等、関係機関との連携が取れる体制が出来ており、早期発見の取り組みがなされている。(3) -</p>		

VII 職員の資質向上

-1 施設長の責務	
(1) 施設長の責任が明確にされている。	
評価結果	施設長の責任が明示され、説明されている。
a	【判断基準】 a) 施設長の責任が明文化されており、職員や保護者に対して説明をしている。 b) 施設長の責任が明文化されているが、職員や保護者に対する説明はしていない。 c) 施設長の責任が明文化されていない。
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
評価結果	施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。
a	【判断基準】 a) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りをしている。 b) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りはしていない。 c) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努め』ていない。
【 -1 施設長の責務等の特記事項】 施設長の責務マニュアルがあり、3月職員会議にて職員に周知し、保護者においては入園式後の総会において保育目標や方針など周知している(1)- 伊勢崎園長会や各園長会に園長が参加し、資料を集約し自園に活用がされている。(2)-	

-2 職員の研修等	
(1) 職員の研修体制が確立している。	
評価結果	職員の資質向上に関する目標を設定している。
a	【判断基準】 a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しており、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。 b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。 c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定していない。
評価結果	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。

	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。</p> <p>b) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画が策定されていない。</p> <p>c) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられていない。</p>
<p>【 -2 職員の研修体制等の特記事項】</p> <p>職員研修マニュアルが策定されており、考え方や園内・園外研修の取り組み方法が明示されている。また園からの課題に対して個人レポートを年度初めに提出を行っている。(1)-</p> <p>平成23年度研修計画表があり、自己申告書からニーズを把握し職員参加表が作成されている。</p> <p>また、保育士研修体系を職員に配布し、研修計画を理解できるよう努めている(1)-</p>		